

## 「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)  
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA  
UNIVERSITÄT, TOKYO

### 行政法上の法律関係

---

---

---

---

---

---

---

---

### 民法第177条の適用(1)

- 最大判昭和28年2月18日民集7巻2号157頁: 農地買収処分に民法第177条の適用はない。
- ・ 理由: 農地買収処分は権力的な手段による強制的な買い上げであり、民法上の売買とは本質を異にする。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 民法第177条の適用(2)

- 最三小判昭和31年4月24日民集10巻4号417頁: 国税滞納処分について民法第177条の適用を認めた。
- ・ 理由: 「滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものである」。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 民法第177条の適用(3)

- **最一小判昭和35年3月31日民集14卷4号663頁**: 国税滞納処分について民法第177条の適用を認めた。
- その上で、被告人(税務署長)について「本件土地の所有権取得に対し登記の欠缺を主張するについて正当の利益を有する第三者に該当しないものと認むべき」であるとした。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 会計法第30条の適用の問題

- **最三小判昭和50年2月25日民集25卷2号143頁**: 自衛隊駐屯地内の車両整備工場における事故につき、会計法第30条の適用を否定した。
- 同条は、行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権で、他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用される。
- 事故について「被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とし、「私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではない」。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 公営住宅の利用関係

- **最一小判昭和59年12月13日民集38卷12号1411頁**: 公営住宅の利用関係についても、一般法である民法および(借地)借家法の適用がある。
- **最一小判平成2年10月18日民集44卷7号1021頁**: 公営住宅を使用する権利は相続の対象とならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 建築基準法第65条の問題(1)

- ▶ 建築基準法第65条に基づき、(準)防火地域において耐火構造の外壁による建築物が建てられた。しかし、それは民法第234条に違反する状態にある。
- ①建築基準法第65条は民法第234条に対する特別法であるから、相隣者の同意などがなくとも、建築基準法第65条に規定される要件を満たせば、民法上も建築は許される。
- ②建築基準法第65条は民法第234条に対する特別法ではない。従って、前者によって許される建物であっても、後者に違反してはならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 建築基準法第65条の問題(2)

- 最三小判平成元年9月19日民集43巻8号955頁：多数意見は①説、反対意見は②説。
- 「建築基準法六五条は、耐火構造の外壁を設けることが防火上望ましいという見地や、防火地域又は準防火地域における土地の合理的ないし効率的な利用を図るという見地に基づき、相隣関係を規律する趣旨で、右各地域内にある建物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができることを規定したものと解すべきである」。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 信義誠実の原則(1)

- 信義誠実の原則は、法律による行政の原理と抵触し、違法な行政活動を(確定的に)有効としてしまい、他者にとって不公平な結果を招く危険性もある。
- とくに、租税法律主義(憲法第30条および第84条)が妥当すべき租税関係に信義誠実の原則をそのまま援用すれば……
- 具体的な事件に関し、法律に定められた課税要件を行政が勝手に変更することになる。
- 法律に従った課税を選択するか、それとも私人の権利や利益の擁護を選択するか？

---

---

---

---

---

---

---

---

## 信義誠実の原則(2)

### ■文化学院非課税通知事件

- ・民法上の財団法人が保有していた土地および建物について、東京都某税務事務所が誤って固定資産税を非課税とする決定を行った。8年後に、この土地および建物が非課税物件ではなく、課税物件であることが判明したので、東京都は過去5年分について課税処分を行い、さらに差押処分も行った。
- ・東京地判昭和40年5月26日行裁例集16巻6号1033頁：信義誠実の原則の適用を認めた。
- ・東京高判昭和41年6月6日行裁例集17巻6号607頁：信義誠実の原則の適用を否定した。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 信義誠実の原則(3-1)

### ▶最三小判昭和62年10月30日訟務月報34巻4号853頁：

- ・信義誠実の原則の適用について原則を示した重要な判例。
- ・青色申告の承認を受けていない者が青色申告を行ったら、誤って税務署長が青色申告書を受理した。果たして認められるか？

---

---

---

---

---

---

---

---

## 信義誠実の原則(3-2)

### 最三小判昭和62年10月30日訟務月報34巻4号853頁の趣旨

- ・租税法律主義が妥当する場合において、信義誠実の原則の適用は慎重でなければならない。
- ・租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 信義誠実の原則(3-3)

①**信頼の対象適格性**: 行政庁が、納税者(例. 青色申告者)に対して信頼の対象となる公の見解を、通達の公表など一般に対し、あるいは申告指導のように個別に示したこと。

・**最三小判昭和62年10月30日訟務月報34巻4号853頁**は、この段階で信義誠実の原則の適用を認めなかった。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 信義誠実の原則(3-4)

②**信頼保護の正当性**. 行政庁の表示を納税者が信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて、納税者に帰責事由があるか否か(あれば保護されない)。

③**信頼保護の必要性**. ②で納税者に帰責事由がなく、後に行政庁の表示と異なる行為(処分)が行われたために、納税者が経済的不利益を被ったか否か。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 信義誠実の原則(4-1)

➤ 計画や政策の変更に伴う損害については、信義誠実の原則が適用されやすい。

➤ **最三小判昭和56年1月27日民集35巻1号35頁**: 村が行った工場誘致施策が、村長選挙の結果として変更され、工場の建設や操業ができなくなった、という事案についての判決。地方行政実務における重要判例の一つである。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 信義誠実の原則(4-2)

- ・地方公共団体の施策が変更されること自体に違法性は存在しないが.....
- ・施策が特定の者に対する具体的な勧告や勧誘を伴っており、
- ・「その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合」
- ・信頼が法的に保護される。

---



---



---



---



---



---



---

## 信義誠実の原則(4-3)

- ・施策の変更によって「社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合」には、
- ・地方公共団体において右損害を補償するなど代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事情によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものといわなければならない」。

---



---



---



---



---



---



---

## 取締法規と統制法規

- ・公共の安全や秩序の維持を目的とする警察取締法規に違反した行為の場合は、私法上の効力は否定されない(最二小判昭和35年3月18日民集14巻4号483頁)。
- ・契約や取引の自由を規制することを目的とする統制法規に違反した行為の場合は、私法上の効力は否定される(最二小判昭和30年9月30日民集9巻10号1498頁)。

---



---



---



---



---



---



---